平成２３年（フ）第２２２号
愛知県豊橋市柱一番町62番地の１
債務者　藤冨　鉄也
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２２５号
岡山市北区吉備津1100番地７
債務者　西野　純子（旧姓江木）
１　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３１４号
東京都江戸川区北篠崎１丁目８－４　サンクラスター２－201
債務者　川田　珠美
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３３４号
東京都北区上十条３丁目24―19　角田方
債務者　椎名　　薫
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３３５号
東京都北区上十条３丁目24―19　角田方
債務者　椎名　廣子
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３３６号
東京都三鷹市北野２丁目４―32―102
債務者　平田チヱノ
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４１９号
千葉県市原市五井1872―１―202
債務者　若木　　瑛
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４３６号
東京都品川区大井２丁目７－８
債務者　渡邊起一郎
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４３８号
東京都品川区南大井４丁目６－５―501
債務者　河合　弘行
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４３９号
東京都小金井市梶野町３丁目17―２　第一高橋荘Ｂ棟204
債務者　貝瀬ひろみ
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４０号
東京都世田谷区上用賀５―27―20―101、住民票上の住所東京都世田谷区成城８丁目15―７　成城キャッスルⅠ―208
債務者　辻川　　眞
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４３号
埼玉県八潮市大字大曽根630―１―102
債務者　鈴木　克彰
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４８号
東京都目黒区大橋１丁目１－５―604
債務者　五十嵐真理
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４４９号
千葉県千葉市美浜区真砂４丁目４―13―701
債務者　林　　光利
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４５０号
埼玉県川口市元郷１丁目９―12―405
債務者　飯泉和矩こと　飯泉　一典
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４５１号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23―３－８―203
債務者　小中　文江
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部